

# 志布志市国民健康保険税条例の改正内容

## 志布志市国民健康保険税条例

### 子ども・子育て支援納付金分課税の開始

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正地方税法に基づき、国民健康保険税の賦課方式について、現行の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に加え、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を規定する。併せて、子ども・子育て支援納付金課税額分についての低所得者等に対する軽減措置を現行制度と同様に規定する。

なお、税率については県の示す標準保険料率を踏まえ設定

| 条文                         | 施行日    |
|----------------------------|--------|
| 第2条第1、5項／第12～15条／第29条第1～3項 | R8.4.1 |

〈参考〉

志布志市国民健康保険税率等のイメージ

| 区 分        |                                | 所得割額  | 均等割額    | 18歳以上<br>均等割額 | 平等割額    | 課税限度額            |
|------------|--------------------------------|-------|---------|---------------|---------|------------------|
| 現行<br>(R7) | 基礎課税額                          | 8.2%  | 20,000円 | —             | 21,500円 | 660,000円         |
|            | 後期高齢者支援金等課税額                   | 2.8%  | 7,000円  | —             | 6,500円  | 260,000円         |
|            | 介護納付金課税額<br>※40歳以上65歳未満の加入者が対象 | 3.0%  | 9,300円  | —             | 5,300円  | 170,000円         |
| 追加         | 子ども・子育て支援納付金<br>課税額            | 0.28% | 1,200円  | 110円          | 800円    | 地方税法施行<br>令で規定予定 |

※ 未就学児に係る均等割額の5割軽減措置は現行どおり適用

### 【国民健康保険税に係る制度改正概要】

#### 1 背景

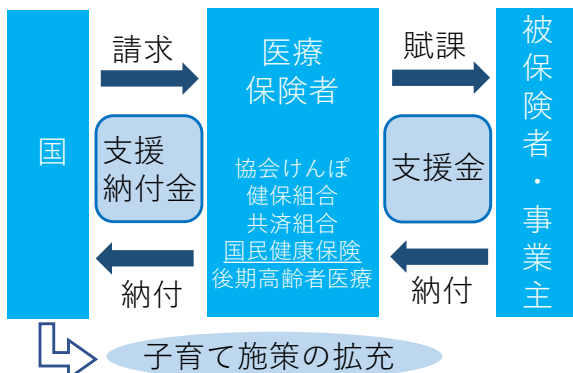
少子化・人口減少が危機的な状況にある中、国は「こども未来戦略」（R5.12.22閣議決定）を策定

⇒経済政策と調和した財政枠組みとし、若い世代が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保

⇒少子化対策により受益を有する全世代・全経済主体に、子ども・子育て支援金を拠出していただく

#### 2 子ども・子育て支援金制度の概要

医療保険の仕組みを使い、全ての世代や企業から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもの



R10年度まで段階的に導入  
(被保険者・事業主が全体として負担する額の目安：  
R8年度0.6兆円、R9年度0.8兆円、R10年度1兆円)

子ども・子育て支援金制度  
創設

#### 3 国民健康保険税に係る制度改正概要

○ 被保険者から徴収する支援金は、現行の賦課・徴収の方法を踏まえ、支援納付金の額に照らし保険者（国民健康保険＝市）が設定

| 子ども・子育て支援<br>納付金に係る県の示す<br>標準保険料率 | 所得割税率 | 均等割額   | 18歳以上<br>均等割額 | 平等割額 |
|-----------------------------------|-------|--------|---------------|------|
|                                   | 0.28% | 1,221円 | 112円          | 796円 |

○ 低所得者に対する応益分（均等割額・平等割額）の軽減措置（7割・5割・2割軽減）及び課税限度額を設ける措置については現行の制度に準じて実施

○ 子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもに係る支援金の均等割額の10割を軽減  
(※ 政令改正（令和7年度内公布予定）に伴い規定予定)

○ 未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもにかかる10割分は、18歳以上被保険者均等割総額として18歳以上の被保険者に賦課

○ 国・県からの財政支援として、保険基盤安定負担金（保険者支援制度、保険料軽減）措置有り